

平成 28 年 8 月 9 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長  
前田 哲宏  
(コード番号 6839 東証第一部)  
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室  
( T E L 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5 )

## 平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 関 する 承 認 申 請 書 提 出 の お 知 ら せ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書

#### 2. 延長前の提出期限

平成 28 年 8 月 15 日

#### 3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 28 年 9 月 15 日

#### 4. 提出期限延長を必要とする理由

当社は、平成 28 年 8 月 4 日付の「過年度の決算における不適切な会計処理の判明と平成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 決 算 発 表 の 延 期 に 関 する お 知 ら せ」で お 知 ら せ い た し ま し た と お り、海 外 の 連 結 子 会 社 2 社 に お いて、一 部 の 収 益 ・ 費 用 が 本 来 計 上 す べ き 会 計 年 度 に 計 上 さ れ て い な い と い っ た 不 適 切 な 会 計 処 理 と な っ て い た こ と が 判 明 し ま し た。こ れ を 受 け て 当 社 で は、平 成 28 年 8 月 4 日 に 社 内 調 査 委 員 会 を 設 置 し、不 正 の 有 無、他 に 不 適 切 な 会 計 処 理 が 存 在 し な い か の 調 査 を 開 始 し ま し た が、平 成 29 年 3 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 で あ る 8 月 15 日 ま で に 本 件 調 査 を 実 施、事 実 確 認 の 完 了、関 係 書 類 の 修 正 を 完 了 す る こ と が で き な い た め、本 日、当 該 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 の 延 長 を 申 請 し ま し た。

#### 5. 今後の予定

延長申請が受理されましたら、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上